

山口県感染症対策連携協議会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、山口県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、結核及び感染症対策について、感染症発生動向調査や予防接種、感染症の発生・まん延時に備えた保健・医療提供体制の整備など平時の対策に加え、緊急時における機動的な対策の決定など、山口県の感染症健康危機管理対策を円滑かつ効果的に推進させることを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 結核及び感染症対策に関すること
- (2) 感染症発生動向調査事業に関すること
- (3) 予防接種事業に関すること
- (4) 感染症に係る予防計画及び保健医療計画の策定に関すること
- (5) 緊急時の感染症対策に関すること
- (6) その他必要と認める事項

（組織）

第4条 協議会は、学識経験者や行政機関の職員をもって構成する。

2 協議会は、必要と認める時に専門部会を設置し、部会規約によって運営することができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

（役員の仕事）

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時は、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

5 会議は、必要と認める時は、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。